官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○キルギス共和国内閣に対する贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（外務一八五）　一
○カザフスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八六）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八七）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同一八八）　三
○ジンバブエ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジンバブエ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八九）　三
○スーダン共和国におけるリバーナイル州における脆弱な農家のための食料生産能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同一九〇）　三
○サントメ・プリンシペ民主共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同一九一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産七二九～七三二）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七三三）　四
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件（同七三四）　四
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件（同七三五）　四
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の廃止をした件（観光庁六、七）　四
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき、徳島飛行場に係る第一種区域について、指定の解除をした件（防衛一四六）　四
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　東京都　岐阜県　静岡市　四
〔叙位・叙勲〕　四
〔皇室事項〕　四
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　四
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八五）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所　五
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　六～七

その他告示

○外務省告示第百八十五号

令和七年十二月十二日にビシュケクで、キルギス共和国内閣に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月二十六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三億千九百万円

3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

4　署名者

日本側　平野隆一在キルギス大使

キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十六号

令和七年八月二十五日にアスタナで、カザフスタン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカザフスタン共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年一月十六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億八千七百万円

3　署名者

日本側　岩屋毅外務大臣

カザフスタン側　ムラト・ヌルトレウ副首相兼外務大臣

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十七号

令和八年四月二十三日にプノンペンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六十九億八百万円（六、九〇八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、プノンペン都洪水防御・排水改善計画（第一期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることとなる。

2(1)　借款は、カンボジア王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　年間の利子率は、適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートであって六箇月の貸出しに適用されるものに〇・二五パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は、〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利子率は、〇・八パーセントとする。

(e)　支出期間は、借款契約の効力発生の日の後十一年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)(3)　借款は、カンボジア王国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(1)(2)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してカンボジア王国において課される全ての付加価値税

8　カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

(c)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

9　カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びカンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年四月二十三日にプノンペンで

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　植野篤志

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣　プラック・ソコン閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、カンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年四月二十三日にプノンペンで

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣　プラック・ソコン

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　植野篤志閣下

○外務省告示第百八十八号

令和八年四月二十一日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十七年六月十九日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになった全国送配電網整備・効率化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和四年十月二十七日付けの口上書により令和八年四月二十八日まで延長された。）がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十二年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十九号

令和八年四月二十九日にハラレで、ジンバブエ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がジンバブエ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億円

3　署名者

日　本　側　前川信隆在ジンバブエ大使

ジンバブエ側　ムトゥリ・ヌーベ財務・経済開発・投資促進大臣

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百九十号

令和八年五月四日にポートスーダンで、スーダン共和国におけるリバーナイル州における脆弱な農家のための食料生産能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　リバーナイル州における脆弱な農家のための食料生産能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億六千八百万円

3　署名者

日　本　側　中原隆伸在スーダン臨時代理大使

国際連合食糧農業機関側　ホンジエ・ヤン在スーダン事務所代表

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百九十一号

令和八年五月六日にサントメで、サントメ・プリンシペ民主共和国における選挙支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　選挙支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四千六百万円

3　署名者

日　本　側　安東義雄在サントメ・プリンシペ大使

国際連合開発計画側　ルーク・ニョンロンフン在サントメ・プリンシペ事務所代表

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市古川町笹ケ洞字胡桃一六二九の一、一六二九の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町和佐保字中マコ谷一一三四の三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市岩井町九一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、九一〇の四から九一〇の六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県海津市南濃町上野河戸字官山一二三七の一から一二三七の四まで、南濃町山崎字牛首一三七二の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市小坂町大島字西ケ洞二七三六、字足谷二七四四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第九条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、令和八年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並びに算定省令第三条の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十条第一項の規定に基づき、令和九年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

令和八年五月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○観光庁告示第六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する同法第十二条の十九の規定に基づき、ＪＣＩＴ株式会社（登録研修機関第六号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第二十九条において準用する同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十七日

観光庁長官　村田　茂樹

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務

二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年三月十二日

三　研修業務を廃止しようとする理由　事実上の廃業のため

○観光庁告示第七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、ＪＣＩＴ株式会社（登録研修機関第五十九号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十七日

観光庁長官　村田　茂樹

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務

二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年三月十二日

三　研修業務を廃止しようとする理由　事実上の廃業のため

○防衛省告示第百四十六号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条の規定に基づき、徳島飛行場に係る第一種区域の指定を解除し、令和九年十二月一日から適用することとしたので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。

令和八年五月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

国会事項

衆議院

議事日程

五月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

令和八年五月二十六日（火曜日）

午後一時開議

第一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　民法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

第七　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第八　社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第九　下水道法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

五月二十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）　財政金融委員会に付託

質問主意書転送

五月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

行政機関における生成ＡＩ活用時の指示語等の保存及び公文書管理に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四九号）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上五月二十一日）

（大臣官房審議官）財務事務官　細田　修一

アフリカ開発銀行総務会第六十一回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

アフリカ開発基金総務会第五十二回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は令和八年六月十二日までとする

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　尾池　厚之

（大臣官房総括審議官）厚生労働事務官　秋山　伸一

国際労働機関第百十四回総会日本政府代表を命ずる

期間は令和八年六月二十六日までとする（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部　公使）外務事務官　石井　良実

（同　参事官）同　塩田　崇弘

（同）同　乃村　久代

（国際協力局地球規模課題総括課専門機関室長）同　播本　幸子

（大臣官房国際課国際労働・協力室長）厚生労働事務官　有賀　康雄

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官　鈴木　淳介

国際労働機関第百十四回総会日本政府代表代理を命ずる

期間は令和八年六月二十六日までとする（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官）同　大塚のり恵（市川のり恵）

厚生労働省国際参与（大臣官房国際課国際保健戦略管理官）厚生労働事務官　伊澤　章

小野田知子

（労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室長）同　田邉錬太郎
（雇用環境・均等局総務課企画官）同　古藤麻祐子（中井麻祐子）
（国際協力局地球規模課題総括課専門機関室課長補佐）外務事務官　中村健太郎
（大臣官房人事課課長補佐）厚生労働事務官　米澤　祐介
（大臣官房国際課課長補佐）同　磯崎　勇太
（雇用環境・均等局雇用機会均等課課長補佐）同　勝間田朋美
（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官　松村　漠志
（同）同　山田　大介
（同）同　渡邊　智之

国際労働機関第百十四回総会日本政府代表顧問を命ずる
期間は令和八年六月二十六日までとする（各通）

（一般社団法人日本経済団体連合会労働法規委員会国際労働部会長）　安藤　嘉規

国際労働機関第百十四回総会使用者代表に指名する
期間は令和八年六月二十六日までとする
（日本労働組合総連合会事務局長）　神保　政史

国際労働機関第百十四回総会労働者代表に指名する
期間は令和八年六月二十六日までとする
（一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部　参事（ＩＬＯ理事））　長澤恵美子
（同　統括主幹）　坂下　多身
（同）　田代　早紀

国際労働機関第百十四回総会使用者代表代理に指名する
期間は令和八年六月二十六日までとする（各通）
（日本労働組合総連合会　総合国際政策局長（ＩＬＯ理事））　齋藤　亮
（同　国際政策局長）　斉藤　俊和

国際労働機関第百十四回総会労働者代表代理に指名する
期間は令和八年六月二十六日までとする（各通）
（サービス・ツーリズム産業労働組合連合会（サービス連合）会長）　清水あすか（櫻田あすか）
（全日本自治団体労働組合（自治労）副中央執行委員長）　木村ひとみ
（ＵＡゼンセン政策政治局部長）　亀田　瞳（秋山　瞳）
（日本労働組合総連合会　労働法制局長）　漆原　肇
（同　国際政策局次長）　星野　裕一
（同　ジェンダー平等・多様性推進局部長）　越智　陽介

国際労働機関第百十四回総会労働者代表顧問に指名する
期間は令和八年六月二十六日までとする（各通）
（以上五月二十二日）

○経済産業大臣臨時代理解職（経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く）　同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上五月二十三日）

○外務大臣臨時代理（外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する）　国務大臣　木原　稔

（立川簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　金澤　秀樹

判事兼簡易裁判所判事に任命する（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　佐伯　恒治

簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上五月二十五日）

法務省

○定年退官
前橋区検察庁副検事小池康弘は、検察庁法第二十二条第一項の規定により五月二十四日限り定年退官

東京都

新旧辞職
（副知事）　中村　倫治
同　（環境局長）　須藤　栄
同　（建設局長）　花井　徹夫
同　（労働委員会事務局長）　久故　雅幸
同　（収用委員会事務局長）　小平　基晴
（以上三月三十一日）
副知事　山下　聡
交通局長　渡邉　知秀
財務局長（スポーツ推進本部長）　田中　慎一
環境局長（産業労働局長）　宮澤　浩司
産業労働局長（議会局長）　吉村　恵一
建設局長（スタートアップ戦略推進本部長）　久野健一郎
スポーツ推進本部長（人事委員会事務局長）　丸山　雅代
スタートアップ戦略推進本部長　佐久間巧成
労働委員会事務局長　岩野　恵子
収用委員会事務局長　蜂谷　典子
人事委員会事務局長　堀越弥栄子
議会局長　職員等（交通局長）　土村　武史
（以上四月一日）

岐阜県

○議長選挙
小原尚議長は、五月八日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　松岡　正人

○副議長選挙
高殿尚副議長は、五月八日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　長屋　光征

静岡市

○教育委員会教育長再任
中村百見教育長は、四月二十四日再任された。

○教育委員会委員再任
永松典子委員は、四月二十四日再任された。

○議長選挙
山根田鶴子議長は、四月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　丹沢　卓久

○副議長選挙
畑田響副議長は、四月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　福地　健

○監査委員選任
堀努委員及び石井孝治委員は、四月二十六日辞職し、同月二十七日次の者が選任された。
監査委員　宮城　展代
同　山梨　渉

叙位・叙勲

○叙位

（国立大学法人職員）
従四位に叙する　横田　理博

従五位に叙する　仲道　俊哉

従五位に叙する　吉岡　直之

従五位に叙する　飯田　幹生

従五位に叙する　井上　修志

従五位に叙する　大友　照典

正六位に叙する（各通）　篠原　英博

正六位に叙する（各通）　大石　正弘

正六位に叙する（各通）　小川　善之

従六位に叙する（各通）　佐藤　徳也

従六位に叙する（各通）　中井　信行

従六位に叙する（各通）　明石　祐二

従六位に叙する（各通）　佐伯　糺

従六位に叙する（各通）　羽鳥　初美

従六位に叙する（各通）　吉岡　茂

正七位に叙する（各通）（以上四月二十日）　高嶋　正明

正七位に叙する（以上四月二十一日）　秋月　影雄

従四位に叙する　飯塚　勝

従五位に叙する　大塚　昌宏

正六位に叙する（各通）　竹田　勝

正六位に叙する（各通）　上野　義一

正六位に叙する（各通）　馬場　泰司

正六位に叙する（各通）　乗竹　年尾

正六位に叙する（各通）　木村　正夫

従六位に叙する（各通）　藪内　公夫

正七位に叙する（以上四月二十一日）　米澤　誠一

従四位に叙する　濱川　澄人

従五位に叙する　石井　信三

従五位に叙する　泉　正紀

正六位に叙する（各通）　河原喜代次

正六位に叙する（各通）　小林　征子

荒屋　哲夫　伊藤　皓基　岩永　義則
岡崎　治隆　木村　正博　清野　薫
引間　清惠

従六位に叙する（各通）
壽　久光

正七位に叙する（以上四月二十二日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（各通）
加藤　正二　金島　秀夫

（国立大学法人職員）
瑞宝小綬章を授ける
飯田　幹生　井上　修志　大友　照典
佐伯　糺　高嶋　正明　吉岡　直之

瑞宝双光章を授ける（各通）
羽鳥　初美

瑞宝単光章を授ける（以上四月二十日）
飯塚　勝

瑞宝小綬章を授ける
上野　義一　藪内　公夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
鈴木　進　鈴木　寛　米澤　誠一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十一日）
荒屋　哲夫　木村　正博　清野　薫

瑞宝双光章を授ける（各通）
岡崎　治隆　森本　幸一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十二日）
高橋　宣明

瑞宝双光章を授ける（四月二十四日）

皇室事項

信任状捧呈式

五月二十五日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ギリシャ特命全権大使オルガ・クリアマキの信任状捧呈式を行われた。

五月二十五日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在モルディブ特命全権大使アハマド・マフルーフの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、ベナン大統領ロミュアルド・ワダニ閣下の大統領就任につき、五月二十四日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ジョージアの独立記念日につき、五月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
有田市辻堂字大芝六四九番一から同市辻堂字大芝六七九番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。）

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年六月十七日

(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０１５号
東京都文京区本郷４丁目３番４号
清算株式会社　ＩＭ株式会社
代表清算人　高瀬　浩幸
１　決定年月日　令和8年5月8日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０１６号
東京都板橋区向原三丁目10番37号
清算株式会社　株式会社エルミタージュ
代表清算人　野上　秀人
１　決定年月日　令和８年５月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３００８号
大阪府東大阪市池之端町８番18号
清算株式会社　アイティ株式会社
代表清算人　池端　　一
１　決定年月日　令和８年５月12日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有する者を「協定債権者」という。
第２　条項
１　別紙協定債権弁済表記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）は、清算株式会社に対し、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する各協定債権（利息、損害金の一切を含む。）の総額について、その債務を全部免除する。
２　第１項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の「協定案第２．２に基づく弁済に係る按分割合」欄の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第１項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１号
香川県観音寺市坂本町五丁目１７番１７号
清算株式会社　新光実業株式会社
代表清算人　山崎裕之
１　決定年月日　令和８年５月１２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
別表の「協定債権」欄のうち利息・遅延損害金については、特別清算手続開始決定前後にかかわらず、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、別表の「協定債権」欄の「区分」欄において一般債権とされたものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
清算株式会社は、一般債権者に対し、一般債権のうち特別清算開始決定日の前日までの原因に基づいて生じた債権の元本について、以下のとおり弁済する。
（１）第１回弁済
①　本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、一般債権者に対して、別表の「弁済額」欄のうち「第１回弁済額」欄記載の金額を弁済する。
②　清算株式会社が①の弁済が実施される日において預金債権等を有している一般債権者については、①で計算された別表「弁済額」欄の「第１回弁済額」欄記載の金額から、①の弁済が実施される日における預金債権等の額を控除した金額を支払うこととし、控除された当該預金債権等の金額は第１回弁済額の一部に充当されるものとする。
③　第１回弁済額は、別表の「協定債権」欄の「元金」欄記載の元本に充当されるものとし、第２回弁済以降の全ての弁済の充当方法は、本文に倣うものとする。

（２）第２回弁済

① 令和８年１２月末日限り、②の通知時における清算株式会社の保有現金から、通知後清算結了までに支払を要する公租公課その他共益債権及び優先債権並びに控除した額につき、別表「按分比率」欄記載の按分率（以下「本按分率」という。）にて按分した金額（別表「弁済額」欄の「第２回弁済額」）を、各一般債権者に対して弁済する。なお、第２回弁済額は、本文の計算結果の小数点以下を切り上げた金額とする。

② 換価が完了し、第２回弁済の準備ができた際には、第２回弁済の予定弁済期より１か月前までに、各一般債権者に対して、弁済時期及び弁済予定金額を書面にて通知する。

（３）免除

一般債権者は、（２）の第２回弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権から本協定により弁済を受けた全額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

（４）「更に弁済原資となるべき財産」の取扱い

① （２）の第２回弁済以降に、清算株式会社に新たな財産が発見されるなど「更に弁済原資となるべき財産」が生じたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から換価のために必要な費用を控除した残額につき、本按分率にて按分した金額を、換価後速やかに支払う。なお、弁済額は、本文の計算結果の小数点以下を切り上げた金額とする。

② 一般債権者が（３）により行った債務の免除は、本項に基づいて弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

③ 「更に弁済原資となるべき財産」が生じた場合、清算株式会社は遅滞なく一般債権者に対して書面にてその旨通知を行うものとする。

第３　関係者等債権

１　定義

関係者等債権とは、別表の「協定債権」欄の「区分」欄において関係者等債権とされたものをいう。

２　免除

関係者等債権は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

第４　共益債権、一般優先債権、共益費用の取扱い

公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。

（別表省略）

以上

高松地方裁判所観音寺支部

再生債権の特別調査期間

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pronexus.co.jp/koukoku/2427/2427.html

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十五日

掲載頁　九十頁（号外第一〇八号）

令和八年五月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

（甲）株式会社ＢＲＥＸＡ　Ｎｅｘｔ

代表取締役　上山　健二

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

（乙）株式会社ＨＲガイド

代表取締役　加藤　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十七日

東京都品川区東五反田五丁目一〇番一八号

（甲）株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス

代表取締役　川井　潤

東京都世田谷区玉川二丁目二四番七号

（乙）ＳＦＰホールディングス株式会社

代表取締役　佐藤　誠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十日

掲載頁　七十一頁（号外第一一一号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十七日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

（甲）株式会社ＮＳＳＫ－Ｈ１

代表取締役　津坂　純

東京都台東区台東三丁目四二番五号

（乙）有限会社エクセレンス

取締役　石田　昭夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　五十六頁（号外第九十号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　五十七頁（号外第九十号）

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区円山町二八番一号

（甲）株式会社ＧＩＶＩＮ

代表取締役　井上　智裕

東京都渋谷区円山町二八番一号

（乙）株式会社ｂｌｅｎｄｓ

代表取締役　西田　圭佑

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙・丙・丁・戊・己）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　一一三頁（号外第五十四号）

令和八年五月二十七日

名古屋市中区錦二丁目二〇番一五号

広小路クロスタワー七階

（甲）株式会社ＷｅＡｒｅ

代表取締役　鈴木　祐輔

名古屋市中区丸の内二－一六－三

丸の内Ａ・Ｔビル四階

（乙）株式会社エアー

代表取締役　大西　健斗

名古屋市中区丸の内二－一六－三

丸の内Ａ・Ｔビル四階

（丙）株式会社ＣｌｏｕｄＡｒｔｓ

代表取締役　大西　健斗

名古屋市中区丸の内二－一六－三

丸の内Ａ・Ｔビル四階

（丁）株式会社Ｃｌｅｄｕ

代表取締役　大西　健斗

名古屋市中区丸の内二－一六－三

丸の内Ａ・Ｔビル四階

（戊）株式会社チームライフメディア

代表取締役　大西　健斗

名古屋市中区丸の内二丁目一六番三号

丸の内Ａ・Ｔビル四階

（己）株式会社クリエイト

代表取締役　大西　健斗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一四一頁（号外第一五一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一四〇頁（号外第一五一号）

令和八年五月二十七日

岡山県岡山市南区西市五二二番地一

（甲）株式会社セットアップ

代表取締役　小川　睦明

東京都品川区東品川四丁目一二番八号

（乙）ＳＯＭＰＯケアフーズ株式会社

代表取締役社長　福田　崇彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　六十二頁（号外第一〇七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　六十一頁（号外第一〇七号）

令和八年五月二十七日

山口県下関市長府港町一四番一号

（甲）日新運輸工業株式会社

代表取締役　松浦　秀子

山口県下関市大和町一丁目一六番一号

（乙）株式会社ブリッジ

代表取締役　西村　裕行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の医薬品事業部の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月十二日
掲載頁　一二七頁（号外第三十号）
令和八年五月二十七日
東京都港区西新橋二丁目八番六号
（甲）株式会社ファーマコネクト
（旧商号　株式会社六本木管理13号）
代表取締役　上田　貴司
大阪市北区曽根崎新地一丁目一三―二二
御堂筋フロンティアＷｅＷｏｒｋ
（乙）株式会社ネクイノ
代表取締役　石井　健一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のイミニ販売事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　産経新聞
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　二十一頁
（乙）https://www.imini-immunity.jp/epn.html
令和八年五月二十七日
東京都中野区本町二丁目四六番二号
（甲）株式会社ｄｉｎｏｓ
代表取締役　加藤　浩輔
東京都中野区本町二丁目四六番二号
（乙）イミニ免疫薬粧株式会社
代表取締役　原田　修司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のソリューション事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二日
掲載頁　一四一頁（号外第一五一号）
（乙）https://corporate.sompocare.com/
令和八年五月二十七日
岡山県岡山市南区西市五二二番地一
（甲）株式会社セットアップ
代表取締役　小川　睦明
東京都品川区東品川四丁目一二番八号
（乙）ＳＯＭＰＯケア株式会社
代表取締役社長　鷲見　隆充

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するエスロジスティクス株式会社（住所大阪市西区北堀江一丁目五―二四ツ橋新興産ビル九Ｆ）に対して当社のロジスティクス部門の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十一日
掲載頁　二二六頁（号外第一一二号）
令和八年五月二十七日
大阪市西区北堀江一丁目五―二四ツ橋新興産ビル二Ｆ
株式会社佐々木薬品
代表取締役　泉本　成哉

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設するｎｅｗｍｏプロパティーズ株式会社（住所東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門３７森ビル）に対して、甲、乙及び丙はその不動産事業及び所有する不動産に関して有する権利義務の一部を、丁、戊及び己は所有する不動産に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丁・己）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載　七十六頁（号外第一二〇号）
（丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載　七十五頁（号外第一二〇号）
（戊）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載　九十一頁（号外第一二〇号）
令和八年五月二十七日
神奈川県鎌倉市小袋谷一丁目一七三番三号
（甲）うみかぜ交通株式会社
代表取締役　宮崎　聡
横浜市港南区上大岡西三丁目一一番一五号
（乙）うみかぜ交通株式会社
代表取締役　宮崎　聡
横浜市金沢区福浦二丁目一五番二号
（丙）うみかぜ交通株式会社
代表取締役　宮崎　聡
神奈川県三浦郡葉山町長柄一番地
（丁）うみかぜ交通株式会社
代表取締役　宮崎　聡
神奈川県横須賀市久里浜二丁目一二番五号
（戊）うみかぜ交通株式会社
代表取締役　宮崎　聡
神奈川県三浦市原町一五番一三号
（己）うみかぜ交通株式会社
代表取締役　宮崎　聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日
埼玉県さいたま市緑区宮本一丁目六番地一一
合同会社龍稔
代表社員　秋本　浦人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日
東京都台東区千束三丁目一四番八号
デリジオッサ合同会社
代表社員　佐藤　利恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日
東京都港区六本木三丁目一六番一二号六本木ＫＳビル五階
ミルマロティ合同会社
代表社員　中村真菜美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日
東京都新宿区大久保二―一九―一五サンフォレスト四〇五号室
合同会社Ｈｏｎｅｓｔ
代表社員　町田　強平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社桜屋商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日
愛知県名古屋市西区幅下二丁目一三番六号
合同会社桜屋商店
代表社員　渡辺　好江

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十五日であり組織変更後の商号は株式会社アクシオンラボとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日
大阪市北区梅田一―一―三大阪駅前第三ビル二九階一―一―一号室
合同会社アクシオンラボ
代表社員　野澤　嘉孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日
兵庫県芦屋市東山町七番三一号
合同会社ＲＫグローバル
代表社員　桐山　則子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日

兵庫県芦屋市東山町七番三一号

合同会社ＳＫグローバル

代表社員　桐山　則子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号はMilitia Capital Japanese Research株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日

兵庫県尼崎市武庫之荘一丁目二〇番三号ソリオ武庫之荘三〇六

Militia Capital Japanese Research合同会社

代表社員　MILITIA CAPITAL MANAGEMENT, LLC

職務執行者　デヴィッド・オー

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日

福岡市中央区天神二丁目一一番一号福岡ＰＡＲＣＯ新館五ＦＴｈｅＣｏｍｐａｎｙ内

合同会社Ｏｆｆｉｃｅ　Ｆｉｅｒｔｅ

代表社員　高山友紀子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億百六十三万十円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十一日

掲載頁　一六〇頁（号外第二五六号）

令和八年五月二十七日

札幌市西区発寒九条十丁目二番一〇号

Ｌｅｔａｒａ株式会社

代表取締役　平井　翔大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百四十九万九千八百九十円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月十六日

掲載頁　十頁

令和八年五月二十七日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号

株式会社ＡＣＲＯＶＥ

代表取締役　荒井　俊亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額金二億五千二万五千円につき、金一億五千二万五千円を減少し一億円とすることにいたしました。減少する資本金の額の全部を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終の事業年度はありません。

令和八年五月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＭＣＰ４４株式会社

代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.yostar.co.jp/

令和八年五月二十七日

東京都千代田区神田練塀町三〇〇番一一階

株式会社Ｙｏｓｔａｒ

代表取締役　李　衡達

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少し、一千万円とすることにいたしました（なお、令和八年六月二十四日付で資本金の額を増額しております。）

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mescuejanusys2.com

令和八年五月二十七日

東京都中央区日本橋本町三丁目一一番五号

メスキュージェナシス株式会社

代表取締役　北村幸一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十五日

掲載頁　五十四頁（号外第八十九号）

令和八年五月二十七日

東京都港区麻布台一丁目一一番九号

株式会社エフ・エム・アイ

代表取締役　葛西　建夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十五日

掲載頁　四十七頁（号外第八十九号）

令和八年五月二十七日

東京都中央区東日本橋三丁目七番一七号

株式会社システムズコンサルタント

代表取締役　齋藤　良弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第一一一号）

令和八年五月二十七日

東京都千代田区丸の内一―九―二グラントウキョウサウスタワー一一階、Ｓ一一〇一

TS Information&Technology Japan株式会社

代表取締役　新井　党

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千五百一万二千九百七十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年五月十五日

掲載頁　十七頁

令和八年五月二十七日

東京都中央区日本橋三丁目三番二号

株式会社シマント

代表取締役　和田　怜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十五日

掲載頁　四十八頁（号外第八十九号）

令和八年五月二十七日

横浜市神奈川区栄町一五番地二〇

株式会社藤代商店

代表取締役　栗原　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円増額し、この効力発生を停止条件として、同時に資本金九百万円を減少し、五千万円とすることとしました。

減少した九百万円全額を資本準備金とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一三五頁（号外第一六六号）

令和八年五月二十七日

長野県長野市市場二番地一

株式会社長野県Ａ・コープ

代表取締役社長　山﨑　進

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千百八十二万三千八百二十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/203839/announces

令和八年五月二十七日

愛知県豊橋市飯村北二丁目七番地一七

株式会社ＣａｒｅＭａｋｅｒ

代表取締役　山村　真稔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　二二六頁（号外第一一二号）

令和八年五月二十七日

大阪市西区北堀江一丁目五―二四ツ橋新興産ビル二Ｆ

株式会社佐々木薬品

代表取締役　泉本　成哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十五日

掲載頁　五十一頁（号外第八十九号）

令和八年五月二十七日

神戸市東灘区向洋町西五丁目九番

株式会社トーホーウイング

代表取締役　森本　太朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十五日

掲載頁　六十四頁（号外第八十九号）

令和八年五月二十七日

神戸市東灘区向洋町西五丁目九番

株式会社トーホービジネスサービス

代表取締役　松田　滋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十七日

鳥取市賀露町北一丁目五番三六号

有限会社山田屋

代表取締役　山田　将司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千五百万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十七日

愛媛県大洲市徳森二三二一番地九三

有限会社トモエ産業

代表取締役　大井　初美

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五四一、七〇五、八九五円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号

株式会社クリーマ

代表取締役　丸林耕太郎

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月三十日を効力発生日とする株式会社アズマ油脂との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十七日

東京都墨田区東墨田二丁目五番三号

株式会社アズマ油脂ＨＤ

代表取締役　関根　伸明

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社まくわ（住所岐阜市柳川町三〇番地二）との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　六十三頁（号外第九十七号）

令和八年五月二十七日

岐阜市柳川町三〇番地二

株式会社山一白木屋

代表取締役　白木　道雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百七万三千円、資本準備金の額を三千五百七万三千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年五月二十七日

東京都新宿区新宿二丁目一番一一号

株式会社アイフリークモバイル

代表取締役社長　吉田　邦臣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千九十八万七千五百円、資本準備金の額を二千四百九十八万七千五百円減少し、それぞれ千五百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　五十六頁（号外第九十号）

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区円山町二八番一号

株式会社ＧＩＶＩＮ

代表取締役　井上　智裕

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十二日

掲載頁　七十二頁（号外第二三五号）

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区代々木一丁目三〇番三号

ピックルプラス株式会社

代表取締役　瀬賀　雅弥

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十七日

掲載頁　四頁

令和八年五月二十七日

京都府長岡京市調子二丁目一〇番二一号

オーチャード・ケア株式会社

代表取締役　畑　翼

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十七日

東京都中野区新井二丁目七番一三号

アセック株式会社

代表取締役　渡邉　浩志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十七日

愛知県額田郡幸田町大字高力字為永一〇番地

トヨコンロジスティクス株式会社

代表取締役　久田　真司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十七日

愛知県豊川市川花町二丁目六二番地

ナゴヤ芯材工業株式会社

代表取締役　明石　耕作

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十六日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件として、令和八年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十七日

大阪市中央区安土町三丁目二番一四号

西日本住宅産業信用保証株式会社

代表取締役　佐竹　洋一

任意清算公告

当社は、令和八年四月二十四日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十七日

長野県上伊那郡中川村大草四六三〇番地

合資会社辰己屋

代表社員　小林　正志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千九百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ２特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九千七百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ１特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億四千百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ３特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

訂正公告

令和八年五月十四日（号外第一〇七号）掲載の解散公告中、「代表清算人　尾形　武史」とあるは、「代表清算人　屋形　武史」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十七日

千葉県鎌ケ谷市東道野辺七丁目二〇番二三号

株式会社エルディーサポート

代表清算人　屋形　武史

正誤

令和八年三月三十一日（号外特第十五号）国土交通省告示第四百六十五号（地方税法施行規則附則第七条の二第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件）

（原稿誤り）

二一七ページ別表中

建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	
		登録を受けた地方整備局等名	

は

準建築基準適合判定資格者の場合	建築基準適合判定資格者の別	登録番号	
		登録を受けた地方整備局等名	

の誤り。

ページ　段　行　誤　正

令和八年四月八日正誤欄中

（印刷誤り）

三二　四　終りから七　第二項　第二項